

日本で使用が認められていない 食品添加物(指定外添加物)の検査について

概要 指定外添加物とその検査項目について

食品添加物は、一般的に使用される「物質・量・用途等」について、各国の法令により規制されています。輸入食品の原産国で使用が認められる添加物であっても、日本で使用が認められない添加物は、**指定外添加物**となります。

滋賀県では、令和7年度、以下のとおり検査項目と対象食品を選定し、『滋賀県衛生科学センター』で検査を行いました

指定外添加物の用途名	成分	検査理由	検査対象食品 (すべて輸入食品)
指定外酸化防止剤	①tert-ブチルヒドロキノン(TBHQ) ②没食子酸オクチル(OG) ③没食子酸ドデシル(DG) ④4-ヒドロキシメチル-2,6-ジ-tert-ブチルフェノール(HMBP)	・左記成分を含有する食品の日本国内流通は認められないため。 ・TBHQの含有による違反事例が見られたため(※)。	冷凍食品(そうざい) および 菓子(油分を含む菓子)
指定外着色料	①オレンジG ②オレンジII ③キノリンイエロー ④ポンソーR ⑤パテントブルーV ⑥ブリリアントブラックBN ⑦レッド2G ⑧アゾルビン	・左記成分を含有する食品の日本国内流通は認められないため。 ・アゾルビン、オレンジII、パテントブルーV、の含有による違反事例が見られたため(※)。	漬物 清涼飲料水 菓子
指定外甘味料	サイクラミン酸	・左記成分を含有する食品の日本国内流通は認められないため。 ・サイクラミン酸の含有による違反事例が見られたため(※)。	缶詰(シロップ漬けなど) 菓子

(※参考:厚生労働省公表資料 1 令和5年度における「輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」及び「輸入食品監視統計」(令和6年8月)
2 令和6年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果中間報告(令和6年12月)